

令和5年8月23日

港区内指定障害福祉サービス事業所  
指定障害児通所支援事業所  
指定特定相談支援事業所  
指定障害児相談支援事業所  
管理者 様

港区保健福祉支援部  
障害者福祉課長 宮本裕介

### 運営規程の規定事項について（通知）

日頃より港区の障害福祉施策にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

区では、各事業所における適正なサービス提供を確保するため、令和4年4月1日から義務化された事項及び令和6年4月1日から義務化される事項について、運営規程に規定をお願いしております。

未規定の事業所におかれましては、別紙の記載例を参考に規定してください。

虐待防止のための措置及び身体拘束等の適正化のための措置については速やかに、感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策及び業務継続計画については、経過措置期間（令和6年3月31日までの間）中に各事業所において体制整備後、規定してください。

なお、身体拘束等の適正化のための措置については、自立生活援助、就労定着支援、相談系は対象外です。

#### 【問合せ】

港区保健福祉支援部障害者福祉課

障害者事業所支援係 小山、杉山

電話 03-3578-2671・2667

メール [minato43@city.minato.tokyo.jp](mailto:minato43@city.minato.tokyo.jp)